

## 索引・用語集

### あ行

---

用語	説明	主な頁
一時避難場所	災害から一時的に身を守る場所、又は指定緊急避難場所(大規模火災)に一団となって避難するため集合する場所をいう。地域住民の身近にある公園等を、自主防災組織等が指定している。 一時避難場所では、自主防災組織による住民の安否確認が行われ、初動期の共助による人命救助活動の拠点になる。	141・208
一時滞在施設	地震により公共交通機関が停止したとき、駅周辺の帰宅困難者が身の安全を確保するために待機する場所をいう。駅周辺の公共施設や事前協定等に基づく、大規模商業施設等に開設される。帰宅困難者は、公共交通機関が回復するまでの間、一時滞在施設で過ごす。	142・208
医療救護計画	医療救護活動を統括する本部機能の位置づけ及び実行可能な医療救護体制を確立し、医師会、薬剤師会等と市の連携を図る計画。	51・135・422
ICS (インシデントコマンドシステム)	米国を中心に欧米地域で発達した危機管理の考え方の1つ。災害が発生した際、危機管理に対応する各組織、各機関が効率よく連携、運営するための仕組みのこと。	7
液状化現象	地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象。これにより、比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物(下水管等)が浮き上がったりする。	75・80・106
エコノミークラス症候群	長時間足を動かさずに同じ姿勢いると、足の深部にある静脈に血のかたまり(深部静脈血栓)ができることがある。この血のかたまりの一部が血流にのって肺に流れ、肺の血管を閉塞すること(肺塞栓)をいう。	534・628
NBC 災害	N(nucler:核物質)、B(biological:生物剤)、C(chemical:化学剤)による災害のこと。	587
MCA 無線	800MHz 帯の電波を利用したデジタル業務用移動通信のこと。	44・130・420

緊急速報メール	気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国や自治体が配信する災害・避難情報などを、携帯電話で受信できるサービス。 NTT ドコモが提供している「エリアメール」、KDDI とソフトバンク、楽天が提供している「緊急速報メール」がある。	46・130
レアラート(災害情報共有システム)	住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤で、全国の情報発信者が発信した情報を、地域を越えて全国の情報伝達者に一斉に配信することができる。住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能になる。	46・190
応急仮設住宅	災害救助法に基づき、住宅が全焼、全壊若しくは流出した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的な居住の安定を図るために、県又は市が提供する住宅。発災後に建設又は住宅の空き室を活用する。	168・239・425
応急救護所	災害時にけがをしたときに応急的な医療活動をする場所。	51・135
応急修理	災害により住宅が半壊若しくは半焼、又は大規模半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない応急仮設住宅入居対象の被災世帯で、日常生活に必要最小限度の部分に対する応急修理によって応急仮設住宅を利用しないと見込まれる場合、住宅の安定と被害者を保護するため、県知事又は市長が応急修理を実施する。	170・241・428

## か行

---

用語	説明	主な頁
外国人避難所	外国人が、多言語により支援を受けられる施設をいう。外国人避難者については、原則として一般の避難施設で受入れることとし、必要に応じて7つのエリアに外国人避難所を開設し受入れを行う。 外国人避難所では、災害多言語支援センター及び災害救援ボランティアセンターと調整し、多言語による避難生活の支援が行われる。	142・209
カイン	地震の強さを揺れの速度で表すもので、1カイン(cm/s)は1秒間に1センチメートル動いたことを意味する。大きい数値程大きな地震動であったことを表す。	257

がれき	震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等のこと。	263
感震ブレーカー	感震ブレーカーとは、地震の揺れをセンサー等が感知し、あらかじめ設定しておいた震度以上の場合に『配線用ブレーカー又は漏電ブレーカー等』を遮断する器具をいいます。	62
義援金	神奈川県又は日本赤十字社神奈川県支部から配分される義援金のほか、市を特定した義援金がある。義援金は全て被災者へ交付する。	190・301・390
帰宅困難者	勤務先や外出先等において災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者。	146・212・362・486・538
救援物資	民間企業や自治体等からの救援物資のこと。個人等からの物資は、小口救援物資として、原則受け入れないこととしている。	222・390
急傾斜地崩壊危険区域	神奈川県が実施した危険箇所調査による急傾斜地崩壊危険箇所の中から、「急傾斜地法」に基づき、危険度に応じて、県知事が市長の意見を聴いて指定する	103・409
狭あい道路	幅員4メートル未満の道で、一般の用に供されているもの。	91
緊急交通路	災害応急対策等に従事する緊急通行車両の通行を円滑にするため、一般車両の通行を禁止・制限する道路。神奈川県警察は、緊急交通路指定想定路線としてあらかじめ路線を選定している。	164・231
緊急消防援助隊	阪神・淡路大震災の教訓から創設された、大規模災害等において被災した県内の消防力では対応が困難な場合に、国を主体とした、全国の消防機関相互による援助体制を構築する部隊のこと。	196・270
緊急通行車両	緊急交通路を通行することができる、公安委員会等で確認を受けた車両。	165・232
緊急輸送道路	地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線のこと。	231・338
クラッショ症候群	建物の倒壊などにより四肢の筋肉に長時間圧迫が加えられ、その圧迫から解放されたあとに起こる全身障害。長時間の圧迫により壊死した細胞から大量の細胞内成分が漏出し、高カリウム血症、急性腎不全、心不全などの症状を起こす。挫滅症候群、クラッショシンドロームともいう。 救出直後は意識、呼吸、脈拍など異常を認めないことが多く、見落とされることがある。	522

警戒区域	市長が、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入りの制限・禁止、又は退去を命ずる区域のこと。	204・471
激甚災害	大規模な地震や台風など著しい被害を及ぼした災害で、被災者や被災地域に助成や財政援助を特に必要とするもの。激甚災害法に基づいて政令で指定される。地域を特定せず災害そのものを指定する「激甚災害指定基準による指定(本激)」と、市町村単位での指定を行う「局地激甚災害指定基準による指定(局激)」の2種があり、内閣府に置かれる中央防災会議が指定・適用措置の決定を行う。激甚災害に指定されると、国は災害復旧事業の補助金を上積みして、被災地の早期復旧を支援する。	294
建築物応急危険度判定	震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。	167・237
高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項を根拠規定としており、市町村長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするととも、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。。	425

## さ行

---

用語	説明	主な頁
災害援護資金	災害救助法が適用される災害が発生した場合に、市町村が被災世帯に対して、生活の再建に必要な資金を低利で貸し付ける制度。	300
災害協力病院	耐震構造や自家発電などの災害拠点病院に準じる設備・機能を有し、発災時に災害拠点病院と連携し、傷病者等の受け入れや治療を行う病院のこと。病院からの申し出により、県が指定する。	49・135

災害拠点病院	災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能、救護班(医療チーム)等の受入機能や被災地からの重症傷病者の受入機能などを担う病院。 DMATを保有し、その派遣体制を整えている	53
災害障がい見舞金	災害により心身に重度の障がいを受けた者に支給される金銭。	300
災害弔慰金	災害による死者の遺族に支給される金銭。	300
災害見舞金	藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により、住家等が半壊・全壊等の被害を受けた者又は重傷等の被害を受けた者に支給される金銭。	300
在宅避難者	ライフラインの被害により支援を必要とするが、自宅が無事で指定避難所へ避難する必要が無い者のこと。	220
相模トラフ	日本海溝から相模湾に至る全長約 250 km、水深約 1000m の舟状海盆地形で、フィリピン海プレートの北東端に該当し斜めの衝突様式を持つプレート境界。相模湾から伊豆大島・房総半島の間を通り、房総半島南東沖の三重会合点で日本海溝、伊豆・小笠原海溝と合流する。	76
事業継続計画(BCP)	災害時に、企業等の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、重要事業の継続を目的に事業の優先順位や必要な資源を予め定める計画のこと。 Business Continuity Plan の頭文字をとって、「BCP」(ビーシーピー)と呼ばれる。	58
CTC 装置	列車集中制御装置(Centralized Traffic Control)の略称。特定の駅に設けた列車制御所、または運転指令所が各駅での列車発着を指示する信号、ポイント切り換え、列車位置表示などをまとめ、線区の列車運行を集中管理・制御するシステムのこと。	562
自主防災組織	地域の初期消火活動や救護活動、避難場所への安全な移動など、地域の防災活動を担う組織のこと。自治会や町内会などを主体に結成されている。	57
地震観測収集システム	市内 5箇所に設置された計測震度計における震度情報を災害対策本部に収集するシステム。危機管理課、消防局、各地区防災拠点本部に設置されている。	130・189

首都直下地震	相模トラフ沿いのプレート地震(大正関東地震等)及びこの地震の前に発生しているM7クラスの地震のこと。 平成26年3月に閣議決定された首都直下地震緊急対策推進基本計画では、いつどこで発生するかわからないが、切迫性が高いM7クラスの地震を当面の脅威として地震対策を講じる対象としている。	4・117
消防水利	消防活動に利用する、消火栓、防火水槽、プール等のこと。	113・299
消防団	消防局や消防署と同様、消防組織法に基づき、市に設置される消防機関のこと。地域における消防防災のリーダーとして、平常時や非常時を問わず市内の各地域に密着し、市民の安全と安心を守るという重要な役割を担います。	113・421
浸透施設	屋根などに降った雨を速やかに地中に浸透させる施設のこと で、雨水浸透ます、浸透管、透水性舗装などがある。	405
指定避難所	地震による延焼火災や崖崩れ、津波等危険が去った後、火災や倒壊等によって住宅を失った市民(二次災害の危険がある市民を含む。)が一定の期間、避難生活を送るための施設をいう。市立小・中学校を主体として、市が指定している。指定避難所では、食料・生活物資等の支給が行われ、在宅避難者や指定避難所以外の場所で生活している被災者も、近くの指定避難所に登録することにより支給を受けることができる。	38・141・424
指定緊急避難場所(洪水・崖崩れ)	風水害により家屋の浸水、崖崩れの危険性があり、緊急的にかつ一時に身を守るために避難する施設を市が指定する。損壊によって住宅を失った市民(二次災害の危険のある市民を含む。)が一定の期間、避難生活を送る場合は、市が指定する指定避難所を使用する。	142・427
指定緊急避難場所(大規模火災)	地震に伴う火災が延焼拡大して地域全体が危険な状態になつたとき、避難するための場所をいう。地域住民が火災の輻射熱や煙に侵されることなく生命の安全を確保できる場所として、指定緊急避難場所(大規模火災)の選定基準に基づき、市が指定している。 指定緊急避難場所(大規模火災)での避難は、延焼火災が収束するまでの一時的なものになる。	140・208
図上訓練	現場で実働訓練を行わず、主に室内で行う防災訓練のこと。一定の現象や条件を抜き打ちで付与することで判断調整能力を高めるロールプレイング方式や、行動の流れを理解し状況対応能力を高めるシナリオ読み上げ方式がある。	67

生活福祉資金	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。	300
線状降水帯	「次々と発生する発達した雨雲(積乱雲)が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ 50~300km 程度、幅 20~50km 程度の強い降水をともなう雨域」	464
全国瞬時警報システム(Jアラート)	津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を直接かつ瞬時に伝達するシステムのこと。	130

## た行

---

用語	説明	主な頁
タイムライン(防災行動計画)	タイムラインは、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画のこと。国、地方公共団体、企業、住民等が連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができる。	419
ダウンバースト	気象現象の一つで、局地的・短時間に上空から吹く極端に強い下降気流である。下降噴流(かこうふんりゅう)ともいう。	464
地域救護病院	災害の発生時に治療を行う病院のこと。救護所でトリアージ(治療・搬送優先順位を決定すること)され搬送された傷病者を治療する。けがの程度が大きい場合などは、さらに災害拠点病院に搬送される。	52・135
地区防災拠点本部	自主防災組織や地域住民との連携を図り、地区の防災活動の中心となる拠点として位置づけられた 13 地区の市民センター・公民館のこと。	29
津波一時避難場所・津波避難ビル	津波の衝撃や浸水から身を守るため、津波の影響を受けるおそれのある区域内から、地域住民等が一時的又は緊急に避難するための高台又は建築物をいう。津波一時避難場所・津波避難ビルの基準に基づき、市が指定している。	141・286
津波監視所	津波の被害を受けない又は受けにくい場所にあり、津波の監視を行う場所。	285

津波災害警戒区域	津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために 警戒避難体制を特に整備すべき区域	91
津波現地指揮所	津波情報が発表された場合、津波対策の指揮を執るため浸水想定区域付近に設置される拠点。	284
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深。	98・371
津波フラッグ	大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたことを知らせる旗をいう。聴覚に障害をお持ちの方や、波音や風で音が聞き取りにくい遊泳中の人们にも津波警報等の発表を知らせることが可能である。	285
DMAT(ディーマット)	医師、看護師、業務調整員等で構成された、国のDMAT研修、訓練を受け、災害の発生直後に活動できる機動性を持った国に認定された災害派遣医療チーム。 Disaster Medical Assistance Team の頭字語をとつて「DMAT」(ディーマット)と呼ばれる。	52
とう道	電話・通信ケーブルやガス管などを施設し、人が立ち入ることができる地下トンネルのこと。防火壁で作られ、難燃シートでケーブルをカバーし、消火設備や防水設備、送風機による換気設備や排水設備など、さまざまな災害を想定し耐えうる設計になっている。	618
道路啓開	道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去するなど、簡易な応急復旧作業により初期の緊急輸送機能の回復を図ること。	231
都市マスタープラン	1992年(平成4年)の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(法第18条の2のこと。	90
土砂災害警戒区域	「土砂災害防止法」に基づいて県が指定した、大雨などの場合に土砂災害の発生が想定される区域のこと。	104・409
トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急性度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。	49

## な行

---

用語	説明	主な頁
内水氾濫	<p>河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水（ないすい）」と呼ぶ。大雨が降ると、側溝・下水道や排水路だけでは降った雨を流しきれなくなることがある。また支川が本川に合流するところでは、本川の水位が上昇すると、本川の外水が小河川に逆流することもある。</p> <p>このように、内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水につかってしまうことを「内水氾濫」という。</p>	145・420・482
南海トラフ	<p>四国の南の海底にある水深 4,000m 級の深い溝（トラフ）のこと。非常に活発で大規模な地震発生帯である。南海トラフ北端部の駿河湾内に位置する部分は駿河トラフとも呼称される。</p>	358

## は行

---

用語	説明	主な頁
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、避難に関する情報が、地図上に示されている。	46
PL 法	地表面での液状化の影響を評価する方法。	80
被災者生活再建支援金	大規模な自然災害によって住宅が損壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づいて支給される支援金。都道府県が拠出する被災者生活再建支援基金から支給され、国が半額を補助する。被害の程度や住宅の再建方法に応じて最大 300 万円が支給される。	300
被災者台帳	個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するための台帳。	274

被災宅地危険度判定	大規模な地震又は大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的としている。	167・237
避難行動要支援者	従前は「災害時要援護者」と呼ばれていた。 平成25年の災害対策基本法一部改正により、「要配慮者」と「避難行動要支援者」に定義が明確化された。 災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、自宅を失うなどの理由により指定避難所で生活する場合に、他者の配慮を必要とする人々を要配慮者といい、要配慮者のうち、高齢者や障がい者等、災害が発生する場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難確保を図るために特に支援を要する方を、避難行動要支援者という。 藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画において、その対策を定める。	149・429
避難指示	災害対策基本法第60条第1項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル4避難指示を発令し危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求める事となる。	204・329・426
避難場所	災害時に地域住民等が避難するための広場、施設等で、用途に応じて、一時避難場所、指定緊急避難場所（大規模火災）、指定避難所等に分類される。	139・207
避難路	避難するための主な道路であって、市が指定するもの。	139・427・531
被ばく	人体が放射線を受けること。	590
VR（仮想現実）	「Virtual Reality」の略称で、日本語では「仮想現実」と翻訳される。デジタル上に作られた仮想空間を視覚、聴覚によって認識し、あたかもその空間にいるかのような体験を提供できる。	60
福祉避難所（一次）	指定避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者や身体障がい者等）が、福祉避難所（二次）へ移動するまでの間、一時的に避難するための施設をいう。市民センター・公民館に開設される。	142・209・488

福祉避難所(二次)	災害時における要配慮者の緊急受入等に関する協定を締結した、高齢者・障がい者等の福祉施設等をいう。災害時において、福祉避難所(二次)としての本来機能が果たせるよう、市民等に対する平時からの施設名等の公表は行わないこととする。	142・209・488
輻輳	交通や通信(主に電話・インターネットなどの情報通信)が集中して混雑すること。	253
フランジ部	流体の配管で、管と管又は弁などをつなぐための円盤状の部品(フランジ継手)の設置されている部分のこと。	82
防災行政無線	屋外にいる方を対象に、災害の予防、災害発生時の情報の伝達と安全避難など災害の拡大を防止するため、本庁舎から各子局(スピーカー)へ無線で情報を発信する設備。	46・189
防災ラジオ	防災行政無線と連動してレディオ湘南(FM83.1MHz)から発信される緊急割込放送を自動受信することができるラジオ。「屋内で聞き取りにくい。」などの声が寄せられる防災行政無線を補完する役割を持ち、夜間や荒天時にたいへん有効な情報伝達手段である。	46・189
防油堤	液状の危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンクから危険物が漏洩あるいは流出したとき、その範囲を限定するために、屋外貯蔵タンクの周囲に設置する堤のこと。	87

## や行

---

用語	説明	主な頁
遊水地	洪水時の河川の流水を一時的に氾濫させる土地のこと。下流の水害を軽減する目的で河川に設置される。土地開発などを通じて設置される小型の調整池とは別物。	402
輸送拠点	緊急物資・救援物資を集積・配分する施設のこと。民間の物流集積輸送施設を協定に基づき、協力を得て活用する。	165・233
要配慮者	従前「災害時要援護者」と呼ばれていたが、平成25年の災害対策基本法一部改正により、「要配慮者」と「避難行動要支援者」に定義が明確化された。 災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、自宅を失うなどの理由で指定避難所で生活	149・180・214・429

	<p>する場合に、他者の配慮を必要とする人々を要配慮者といい、要配慮者のうち、高齢者や障がい者等、災害が発生する場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方を、避難行動要支援者という。</p> <p>藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画において、その対策を定める。</p>	
--	---	--

## ら行

---

用語	説明	主な頁
ライフライン	電気・ガス・水道・下水道・通信など、生活に不可欠な物資や情報などの補給機能を総称している。阪神・淡路大震災においては、建築物の倒壊、木造密集地域での延焼とライフラインの機能停止など大規模な災害が発生した。	171・243
罹災証明書	被災者に対する各種税の減免や義援金配布等の被災者支援対策の適用にあたって、被災した事実を証明するもので、市民が必要とする場合に、罹災台帳に基づき市長が交付する。罹災台帳に記載の無い事項については、その事実関係を確認することが困難であることから、原則行わないが、関係者の資料をもって証明することができ、かつ、市長が必要と認めたときに限り交付される。 火災による罹災証明書は、申請者の家屋等が所在する地域を管轄する消防署長が交付する。	276

(平成 25 年 7 月 23 日防災会議)  
(平成 26 年 3 月 20 日防災会議修正)  
(平成 27 年 3 月 20 日防災会議修正)  
(平成 28 年 4 月 27 日防災会議修正)  
(平成 29 年 7 月 25 日防災会議修正)  
(令和 3 年 10 月 13 日防災会議修正)  
(令和 5 年 1 月 31 日防災会議修正)  
(令和 6 年 1 月 29 日防災会議修正)

---

令和 5 年度修正

**藤沢市地域防災計画（本編）**

編集発行 藤沢市防災会議

【事務局】藤沢市防災安全部防災政策課

〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1

TEL 0466-50-8380

---